

第三次 御殿場市総合計画

後期基本計画

(平成 21 年度～平成 27 年度)

平成 21 年 3 月

御殿場市

はじめに

御殿場市では、富士山のふもとで 21 世紀の市民が希望と活力にあふれた市民生活を実現するための政策の方向を第三次御殿場市総合計画（平成 13～27 年度）として定め、基本構想に掲げた将来都市像「緑きらきら、人いきいき、御殿場」の実現に向けてまちづくりを進めてきたところであります。

この第三次御殿場市総合計画は、スタートしてから 8 年が経過し、折り返し地点を迎えました。

この間、地方分権化や平成の大合併、行財政改革の推進、少子・高齢化、地球規模での環境問題、情報通信技術の急速な発展など、経済情勢、社会環境は著しく変化しております。

このようななか、今後御殿場市がさらに住み良いまちとなるよう、市民と協働でまちづくりを進める道標として、平成 27 年度までの 7 年間の市の方向を定めた後期基本計画を策定いたしました。後期基本計画では、公共施設の耐震化をはじめとする安心安全対策、新東名高速道路整備に伴う環境整備、子育て支援対策など、前期基本計画を見直し、経済情勢、社会環境が大きく変化している変革の時代に対応し得る新たな政策の方向を定めております。

今後、この後期基本計画を着実に実施していくためには、地域特性を生かした政策や仕組みを市民と行政が一体となって作り、戦略的に実行していく必要があります。御殿場市が次の世代に誇りをもって引き継いでいけるまちとなるよう、市民の皆様をはじめ、関係機関等の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ積極的にご審議いただいた御殿場市総合計画審議会の委員の皆様、多くのご提言をいただきました市議会議員の皆様、地区別懇談会において熱心に議論していただいた市民の皆様、市民意識調査や団体アンケート等において様々な意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。



平成 21 年 3 月

御殿場市長

荻 林 洋 平

第三次御殿場市総合計画（後期基本計画）

緑きらきら、人いきいき、御殿場 2001～2015

目 次

総 論

第1章 総合計画策定の経過と趣旨	1
第2章 総合計画の構成と期間	2
第1節 総合計画の構成	
第2節 総合計画の期間	
第3節 人口の指標	
第3章 社会潮流の変化とまちづくりの課題	3
第4章 土地利用方針	6
第5章 後期基本計画の構成	10

分野別計画

第1章 教育文化分野 富士山のように大きな心を持つ人になろう	14
第2章 健康福祉安全分野 健康で安全・安心な生活を築こう	40
第3章 都市基盤環境分野 人と自然に優しいまちをつくろう	82
第4章 経済産業分野 豊かで活力ある産業を育てよう	114
第5章 行財政分野 明るく元気の出る御殿場をつくろう	136
後期基本計画政策評価指標一覧	157

参考 第三次御殿場市総合計画基本構想	161
資料編	169

総 論

第 1 章 総合計画策定の経過と趣旨

本市は、平成 13 年度に「緑きらきら、人いきいき、御殿場」を将来都市像とし、「富士山のように大きな心を持つ人になろう」「健康で安全・安心な生活を築こう」「人と自然に優しいまちをつくろう」「豊かで活力ある産業を育てよう」「明るく元気の出る御殿場をつくろう」の 5 つの基本目標を掲げた「第三次御殿場市総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。

このたび、前期基本計画の終了に伴い、平成 27 年度までの計画期間の後半部分を担う後期基本計画を策定することとしました。

後期基本計画では、社会環境の変化や行政に対する市民ニーズの多様化などに対応するとともに、より効率性、実効性の高い計画としていくため、政策ごとに成果指標を設定し、計画の執行管理や評価の資料としながら計画の推進に努めていきます。

第2章 総合計画の構成と期間

第1節 総合計画の構成

第三次御殿場市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

◆基本構想

基本構想は、御殿場市が実現すべきまちづくりの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像実現に向けた5つの「基本目標」を定め、基本計画の指針としての役割を果たします。

◆基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来都市像、基本目標の実現に向けた政策・施策を体系的に示し、市政の基本的な計画としての役割を果たします。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を効率的に実施するための事業計画書としての役割を果たします。実施計画は、社会環境の変化や財政状況に柔軟に対応するため、ローリング方式により見直しを行います。

第2節 総合計画の期間

各計画の期間は、それぞれ次の通りです。

◆基本構想

平成13年度（2001年度）から平成27年度（2015年度）までの15年間

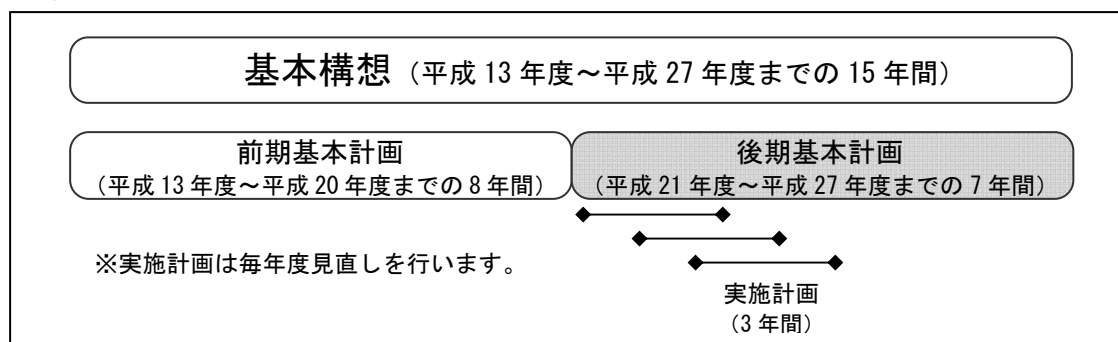
◆基本計画

前期：平成13年度（2001年度）から平成20年度（2008年度）までの8年間

後期：平成21年度（2009年度）から平成27年度（2015年度）までの7年間

◆実施計画

3年間を基本とするローリング計画



第3節 人口の指標

過去の人口の推移と今後の開発動向をとらえ、平成27年（2015年）の本市の人口を88,000人、世帯数を33,000世帯とします。

第3章 社会潮流の変化とまちづくりの課題

(1) 協働のまちづくりの推進

公共サービスの多くは、これまで行政が担ってきました。しかし、公共サービスに対するニーズは高度化、多様化しており、財政的にも能力的にも行政だけで応えることは困難になっています。様々な価値観を持つ住民に対して、安全で安心できるまちを提供するためには、多数の市民や団体、事業者が参加して問題解決の糸口を検討し、限られた地域資源を最大限に活用していく協働の取組みが必要になっています。

これまで地域の問題解決に活躍してきた自治会などの地縁団体だけでなく、NPOやボランティア団体など、特定の目的を持った団体の活動は活発化しつつあり、社会の中でも存在感を示しはじめています。

今後、公共サービスの内容を充実させ、満足度の高いまちづくりを進めるためには、行政・市民、地縁団体・NPOやボランティア団体、事業者など、地域に関わるものすべてが参加し、協力し合える仕組みを整え、共に公共サービスを担う「新しい公共」の概念を普及していくとともに、まちづくりの様々な場面で協働による取組みを実践していくことが求められています。

(2) 高齢社会の到来

わが国の高齢者人口（65歳以上）は、団塊の世代（昭和22年～24年に生まれた人）が65歳に到達する平成24年（2012年）には3,000万人を超え、平成30年（2018年）には3,500万人に達すると見込まれています。平成17年時点では高齢者人口1人を3.3人の生産年齢人口（15歳～64歳）が支えていましたが、平成27年には高齢者人口1人を2.3人の生産年齢人口が支えることになります。こうした高齢化と少子化の進行に伴い、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によれば、わが国の高齢者人口の割合は、平成25年（2013年）には25%を超えると予測されています。

本市における高齢化は、全国平均よりもやや緩やかな状況にありますが、全国的な傾向と同様に、保健、医療、福祉などの行政需要が増大し、今まで以上に効率的な行政サービスの提供が必要となります。

(3) 少子化の進行と人口減少社会の到来

わが国の出生数は、平成19年（2007年）に約109万人、合計特殊出生率は1.32（未確定）となりました。わが国の年少人口（0～14歳）は、出生数の減少により減少傾向が続き、平成18年度末時点の住民基本台帳人口による年少人口は約1,740万人、総人口に占める割合は13.7%となっています。

平成17年には出生数が死亡数を下回り、わが国の人口は、戦後初めて人口の自然減少となりました。今後も出生率の大幅な回復がない限り、わが国は人口減少が進行することになります。

本市の合計特殊出生率は、全国的な数値と比較してやや高い状況にあり、市内の人口も自然減とまではなっていませんが、少子化に伴い、労働力人口の減少、社会保障制度への影響など経済・社会活動の縮小や停滞が懸念されています。

（４）環境の時代への対応

21 世紀は環境の時代と呼ばれています。しかし、国際的な経済成長と人口増加に伴い、資源の大量採取、製品の大量生産、大量消費、大量廃棄が行われ、地球環境が損なわれています。石油をはじめとする化石燃料が燃やされ、膨大な量の二酸化炭素が大気中に排出されて、地球の平均気温は過去 100 年間で 0.74℃ 上昇したと言われています。地球温暖化の進行に伴い、生態系や生活環境に深刻な影響が生じる恐れがあり、温室効果ガスの削減が急務となっています。

地球環境を守るためには、世界的な協力のもとに温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。わが国では京都議定書に基づき、温室効果ガスの排出量を削減する取り組みが行われていますが、本市においても資源循環型社会を構築し、市民一人ひとりが環境に優しいライフスタイルを実現して、「持続可能な発展」を模索していく必要があります。

（５）情報・知識の時代の到来

情報通信技術の急速な進歩と普及により、インターネットや携帯電話は、日常生活に不可欠な道具になっています。近い将来に、『いつでも、どこでも、何でも、だれでもアクセスが可能』なネットワーク環境』と定義されるユビキタスネットワークが実現すると言われています。ユビキタスネットワークによって、だれでも場所を問わず情報を簡単に引き出せるようになり、さらに利便性の高い社会となることが期待されています。

最近の情報ネットワークの進化は、従来の時間や距離の概念を大きく変えています。そして、情報・知識の交流が新たな価値を創造する社会となり、多様な情報・知識の活用が新たな発展の源泉となる「情報・知識の時代」が到来しています。

まちづくりにおいても、福祉、医療、教育などの分野で、情報通信技術の活用が進められています。市民が期待している行政サービスの効率的な提供、特徴ある地域の魅力の創造などさらに幅広い分野で情報通信技術を活用し、「情報・知識の時代」に対応したまちづくりが求められています。

（６）グローバル化の進展

情報通信技術の進歩と普及により、情報や資金は瞬時に地球を駆け巡る時代になりました。また、運輸の発展や自由貿易圏の拡大に伴い、人やモノも地球規模での流動化が進んでいます。世界経済や地球環境問題に見られるように、国・地域と世界との関係がより緊密な時代となり、地球規模の視点で物事を捉えることが必要になっています。

企業活動においては国際分業が進み、より効率的な生産が可能となって社会が豊かになる一方で、様々な産業が世界規模での競争にさらされることにもなり、国際的な協議機関や世界的に適用される基準などの役割が高まっています。地域の産業も世界規模での競争を前提として戦略を定めることが求められています。

また、これまで国や企業が中心となっていた国際的な活動は、自治体や市民にも広がり、多様化が進んでいます。本市においても外国籍市民の増加などが進んでおり、互いに共生できる社会の構築が求められています。

(7) 地方分権社会への対応

国の三位一体改革など地方分権改革が急速に進んでいる今日、自主的かつ自立的な行財政運営を実現するためには、地域の特性を存分に生かし、知恵と工夫を凝らした取り組みにより、自らの地域のことは自らの意思で決定する真の地方分権社会を確立していく必要があります。

また、国、地方における厳しい財政状況、さらには社会経済情勢の中長期的な予測が困難な時代において、健全な財政運営を進めていくためには、行財政改革を一層推進していく必要があります。このため、施策、事業の重点的選択による、実現可能な計画を策定することが重要となっています。

さらに、地域間競争が激化するなか、観光交流、防災、医療などの分野をはじめとして、近隣市町や県東部地域との広域連携の必要性が高まっています。

第4章 土地利用方針

第1節 土地利用の基本方針

自然保全ゾーン

自然環境や身近な緑を保全していくゾーン。

富士山、箱根外輪山の優れた自然環境の積極的な保全とともに、人々が集うことのできる憩いの場の創出について検討します。

（農業等による）自然環境形成ゾーン

農地と宅地がバランスよく保たれる環境としていくゾーン。

農地の適切な維持に努めていくほか、ゾーン内の無秩序な宅地化の防止を基本とし、農業を始めとする自然環境に触れ合うことのできる場の形成と地域住民の居住環境の保全を図ります。

生活系（住宅系）のゾーン

主に住宅地・商業地を中心として、環境基盤を整えていくゾーン。

計画的な宅地化を進めるほか中心市街地においては居住機能と商業業務機能の融和、利便性の向上に努めます。また、沿道地域においては景観などの環境にも十分配慮していきます。

工業・流通系のゾーン

都市基盤を整えて工業を集積するゾーン。

周辺環境や景観に配慮し、道路などの産業基盤施設の整備に努めます。

また、現在の工業系用途地域の周辺は市街化区域への編入などを想定した工業用地の整備を図ります。

東富士演習場関連ゾーン

東富士演習場などの防衛施設の用地は、市民生活への影響に留意しながら、関係機関などとの調整に努めます。

観光・交流・保養ゾーン

富士山麓、箱根外輪山山麓において、自然資源、歴史資源、レクリエーション資源を生かし観光交流を図るゾーン。

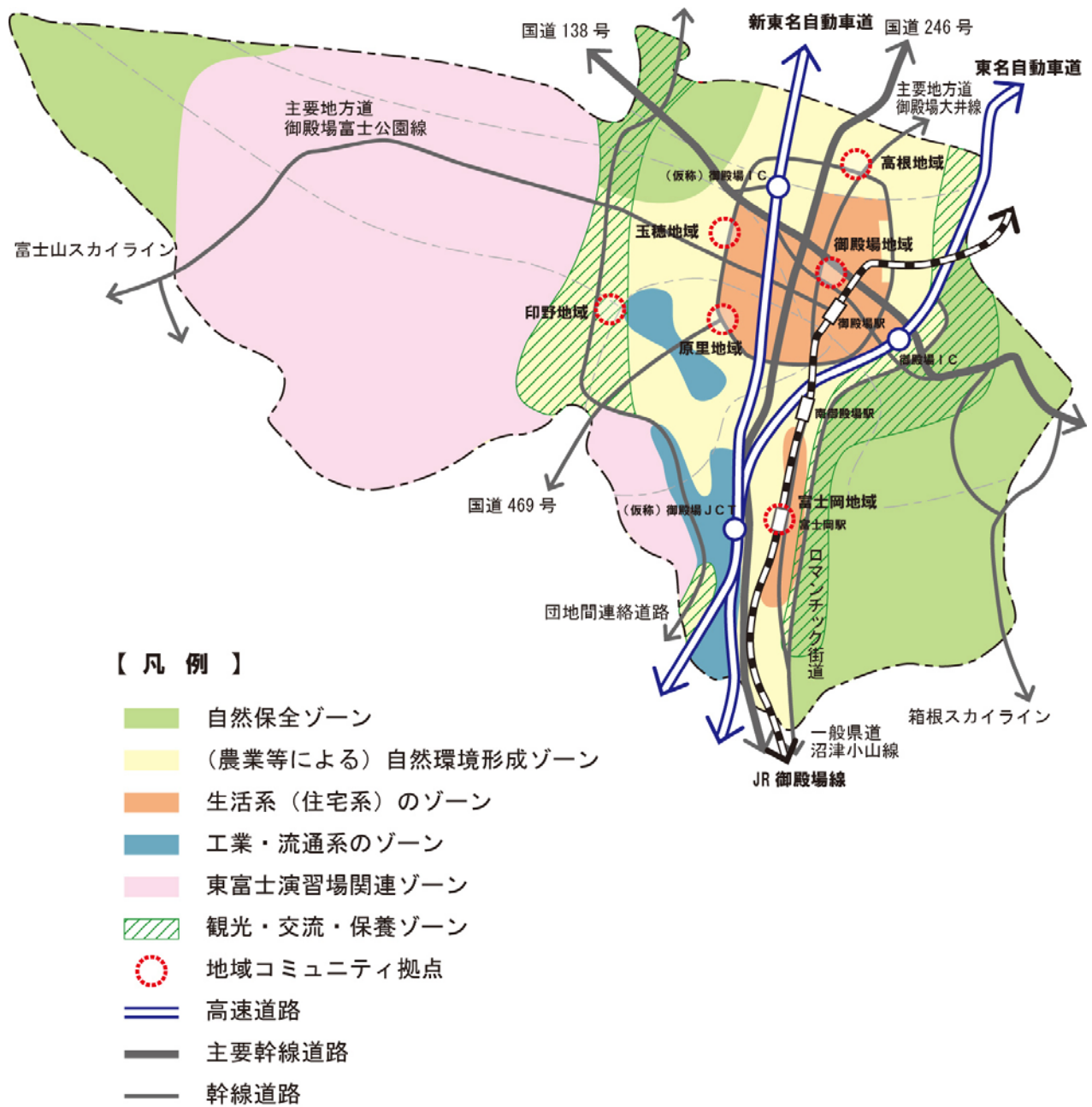
それぞれの資源が持つ特性を生かした施設整備や環境創出を行うほか、観光交流拠点を結ぶ道路などの整備に努めます。

地域コミュニティ拠点

各地域の支所、小中学校、生活関連施設が集積する地域の拠点。

地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要なサービス施設などの立地誘導を図ります。

《将来土地利用概念図》



第2節 地域別まちづくり方針

今後のまちづくりを進めていくためには、これまで培われてきたコミュニティを基本として、市内各地域の特性を生かしながら、その地域に住む市民と行政が互いに役割を担い合って進めていくことが重要です。

このため、基本計画では、これまでに寄せられた各地域におけるまちづくりに関する意見を踏まえるとともに、歴史や地形、都市構造などの条件を考慮して、6つの地域を設定し、まちづくり方針として表現しました。

この方針は、地域における自主的な取り組みや地域整備などの今後のまちづくりに生かしていきます。

御殿場地域

当地域は、東西及び南北方向の幹線道路やJ R御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地が形成されています。御殿場発祥から現在に至るまでの求心性を将来にわたっても維持していくとともに、深沢、東山、二の岡などの観光・レクリエーション機能、東田中などの居住機能、J R御殿場駅周辺の商業業務機能、J R御殿場駅、東名自動車道御殿場I.C.の交通拠点機能など、多彩な機能が調和したまちづくりを目指します。



富士岡地域



当地域は、J R御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成され、居住、就業、観光交流など様々な機能があります。

富士岡地域では、南北方向に集積する市街地の居住性を高めていくとともに、多目的施設の整備や地域東側の斜面緑地及び黄瀬川沿いの環境保全と交流機能の向上を目指します。

原里地域

隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する工業地、地域西側の東富士演習場により構成される当地域は、地域を南北方向に通る新東名高速道路や新たな工業団地の整備が進められています。

原里地域では、新東名高速道路とその周辺整備とともに市街地の住環境改善や地域振興を進めるほか、新たな工業団地整備とともに幹線道路の整備を進め、居住と産業の環境の整ったまちづくりを目指します。



玉穂地域



富士の裾野から市街地までを有する当地域は、地域東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館などの都市施設が集積しています。

玉穂地域では、豊かな自然・生産環境を維持・保全しながら、富士山麓の体験交流機能の向上を図っていくほか、ナショナルトレーニングセンター屋外競技強化拠点施設の誘致、集積しているスポーツ・レクリエーション施設やコミュニティ施設の有効活用などによる交流のあるまちづくりを目指します。

印野地域

広大な富士の裾野を有する当地域は、自然豊かな観光交流資源に加えて、新たな観光施設の整備が進められています。

印野地域では、集落地内の新たな宅地整備、幹線道路となる団地間連絡道路の整備を進めるとともに、富士山の眺めや御胎内清宏園、御胎内温泉などに加え、(仮称)御殿場高原富士山交流センターを生かした交流観光機能の向上を目指します。



高根地域



豊かな水と自然環境に恵まれた当地域は、田園地帯の中に集落が形成され、地域西側に新東名高速道路及びインターチェンジの整備が予定されています。

高根地域では、高根地区で策定した地区のまちづくり計画の意向を汲み、水辺の環境整備と潤いのあるほ場整備を進めるとともに、新たな住宅地整備の検討を行い、定住人口の確保に努め、「水と・稲穂と・ふれあいの郷」を高根地域の将来像とし、緑豊かなふれあいのあるまちづくりを目指します。

第5章 後期基本計画の構成

基本構想では、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、御殿場」の実現に向けて、「教育文化分野」「保健福祉安全分野」「都市基盤環境分野」「経済産業分野」「行財政分野」の5つの領域に対して基本目標を掲げています。さらに、基本目標の達成に向けて、28項目の基本政策、66項目の政策、322項目の施策という政策・施策体系を構成しています。

後期基本計画は、基本構想で定めた将来都市像、基本目標を継承するとともに、前期基本計画で定めた基本政策を引き継ぎ、政策、施策を見直しています。

それぞれの政策は、基本目標、基本政策ごとに整理してあります。各政策に記述している「現状と課題」「政策の目標」「施策」の構成は、下記のとおりです。

（現状と課題）

これまでの本市の取り組みを政策ごとに記載してあります。現在の状況とともに、今後取り組むべき主要な課題を明らかにしています。

（政策の目標）

基本政策の実現に向けて、政策ごとの中心的な目標を簡潔な文章で記載しています。政策傘下の施策は、この政策の目標に向けて実施していくことになります。

（施策）

政策の目標の実現に向けた、具体的な活動方針を示しています。この施策に基づいて、実際の事務事業が行われることになります。

計画の体系

基本目標	基本政策	政策	政策番号	施策
1. 富士山のように大きな心を持つ人になろう	(1) 心豊かな人づくり	① 乳幼児期の教育の充実	1-1-1	7
		② 学校教育の充実	1-1-2	16
	(2) 安らぎのある家庭づくり	③ 青少年の健全な育成	1-1-3	6
		④ 成人教育の充実	1-1-4	6
	(3) 温かい地域づくり	① 家庭教育の充実	1-2-1	4
		② 地域活動の促進	1-3-1	7
	(4) 余暇の充実と生きがいづくり	③ 地域文化の保護・伝承	1-3-2	6
		① 芸術・文化活動の促進	1-4-1	4
	(5) 地球市民を目指した人づくり	② スポーツ・レクリエーション活動の促進	1-4-2	7
		③ ボランティア活動の促進	1-4-3	3
2. 健康で安全・安心な生活を築こう	(1) 心身の健康づくり	① 国際交流・国際協力の推進	1-5-1	5
		① 健康づくり活動の促進	2-1-1	7
		② 保健衛生の充実	2-1-2	9
	(2) 福祉の充実	③ 医療の充実	2-1-3	4
		① 地域福祉の体制づくり	2-2-1	7
		② 子育て支援の充実	2-2-2	7
		③ 高齢者福祉の充実	2-2-3	4
		④ 障害者福祉の充実	2-2-4	5
		⑤ ひとり親家庭などへの支援	2-2-5	3
	(3) 社会保障の充実	⑥ 生活保障と自立の助長	2-2-6	4
		① 保険・年金制度の維持	2-3-1	3
		② 介護保険制度の充実	2-3-2	4
	(4) 安全な暮らしの確保	① 交通安全の推進	2-4-1	4
		② 防犯体制の充実	2-4-2	4
		③ 自立した消費者の育成	2-4-3	4
		④ 公害防止対策の推進	2-4-4	3
		⑤ 環境衛生の充実	2-4-5	5
	(5) 防災体制の充実	① 災害に強いまちづくり体制の充実	2-5-1	6
		② 地震対策の推進	2-5-2	4
		③ 環境共生型の治山・治水と浸水被害防止	2-5-3	3
		④ 消防・救急体制の充実	2-5-4	5
3. 人と自然に優しいまちをつくろう	(1) 環境の保全と自然との共生	① 自然環境の保全・創造	3-1-1	6
		② 環境教育・環境学習の推進	3-1-2	3
		③ 適切な生活排水処理の推進	3-1-3	4
		④ 水資源の保全と利用	3-1-4	4
	(2) ゆとりと潤いのある市街地整備の推進	① ゆとりある居住環境の整備	3-2-1	4
		② 公園・緑地などの整備	3-2-2	3
		③ 良好な景観・街並みの整備	3-2-3	5
		④ 拠点・面的な都市整備の推進	3-2-4	5
	(3) 歩行者と環境に配慮した交通体系の整備	① 道路網の整備	3-3-1	3
		② 新東名高速道路などの整備	3-3-2	4
		③ 交通関連施設・体系の整備	3-3-3	7
	(4) 資源環境型社会の構築	① 適正な廃棄物処理とリサイクルの推進	3-4-1	7
		② 地球温暖化防止対策の推進	3-4-2	6
	(5) 情報化社会の構築	① 情報基盤の整備推進と暮らしへの浸透	3-5-1	3
		① ユニバーサルデザインの普及	3-6-1	3
4. 豊かで活力ある産業を育てよう	(1) 魅力ある農林業の振興	① 農業の振興	4-1-1	9
		② 林業の振興	4-1-2	5
	(2) 競争力のある商工業の育成	① 商業・サービス業の振興	4-2-1	5
		② 工業の振興	4-2-2	4
	(3) 観光・集客による産業の活性化	① 観光推進体制の充実	4-3-1	5
		② 観光資源の魅力の向上	4-3-2	6
	(4) 新しい産業の育成と雇用の増大	① 新産業の育成	4-4-1	2
		② 新たな就業形態の促進	4-4-2	5
	(5) 就労のための能力向上と福利厚生	① 就労のための意欲・能力の向上と福利厚生	4-5-1	4
5. 明るく元気の出る御殿場をつくろう	(1) 市民主体の行政運営	① 市民参画と協働の促進	5-1-1	5
		② 開かれた行政の推進	5-1-2	3
	(2) 男女共同参画社会づくり	① 男女共同参画社会の推進	5-2-1	4
		① 少子化への対応	5-3-1	6
	(3) 行政改革の推進	① 行政運営の効率化	5-4-1	7
		② 財政の健全化	5-4-2	5
		③ 人材の育成	5-4-3	3
		④ 広域連携の推進	5-4-4	4
	(4) 財産区との連携	① 財産区との連携強化	5-5-1	2
		① 演習場周辺生活環境整備事業の推進	5-6-1	3
	(5) 演習場と市民生活	① 新世紀記念事業の推進	5-7-1	2
		① 新世紀記念事業の推進	5-7-1	2
合計	28	66		322

